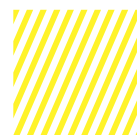


いばらき せいかつ が いどぶつく

- ①～④ くらし・にほんごの べんきょう
- ⑤ じゅうみんとうろく
- ⑥～⑧ けんこうほけん
- ⑨～⑩ ぜいきん
- ⑪～⑫ ねんきん
- ⑬～⑯ うまれること・しぬこと・こどものこと
- ⑰ ごみの だしかた
- ⑱ すいどう



茨木市



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

くらし・にほんごの べんきょう

いばらきしやくしよ
茨木市役所は SNS を しています。

いばらきしやくしよ い べん と さいかいじ じょうほう し
茨木市役所が イベントのことなどや災害時に情報をお知らせしている

Facebook きゆう
X(旧Twitter) をフォローしてください。

いばらきし こち ひと ふうけい にちじょう しやしん み
茨木市の「心地いい」人、風景、日常の写真は Instagram を見てください。

Facebook



@city.ibaraki

きゆう
X(旧Twitter)



@ibaraki_city

Instagram



@ibarakicity_official

に ほん せいかつ に ほん ご べんきょう
日本での 生活や、日本語を 勉強することについて

ここに 書いていることは、茨木市役所の 人権男女共生課 の H P で みる ことができます。

くわしく知りたいときは、この H P を みてください。

For Foreigners 外国籍住民の方へ

URL < <https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/jinken/menu/Foreigners/index.html> >

Information 情報 お知らせ

URL < <https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/jinken/menu/Foreigners/42608.html> >

がいこくせきじゆうみん かた
外国籍住民の方へ

お知らせ



に ほん く らすことを おし う え が さい と
日本で 暮らすことを 教えてくれる ウェブサイト

■「大阪生活必携」

に ほん せいかつ おし さい と がいこく おおさか す
日本の 生活のことを 教えてくれる サイトです。 外国人が大阪で住むために つくっています。

ぜいきん けんこうほけん し ごと がっこう びょういん か
税金・健康保険・仕事・こどもの学校・病院のことなどが 書いてあります。

えいご ちゅうごくご かんこく ちようせんご ぼると がる ご す べい ん ご べとなむご ふいりびんご たいご いんどねしあご ねばーるご にほんご
英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語、
やさしい日本語 で かいてあります。

■「厚生労働省 医療情報ネット」

この H P で、大阪府にある 病院を 調べることができます。

えいご に ほん ご ちゅうごくご かんこく ちようせんご しら がいこくご はな びょういん さが
英語、日本語、中国語、韓国・朝鮮語 で 調べることができます。 外国語を 話すことができる 病院を 探すことができます。

に ほん ご べんきょう
日本語を 勉強 するところ

いばらきし に ほん ご べんきょう
茨木市には、日本語を 勉強できるところが あります。

■「実用日本語学習会（くわいいことは、茨木市役所の 文化振興課に 聞いてください。）

ひとり せんせい ひと せい と おし べんきょう はじ
1人の先生が、1人の生徒に 教えます。 いつでも勉強を 始めることができます。

はじ に ほん ご べんきょう ひと べんきょう に ほん ご はな ひと べんきょう
初めて 日本語を 勉強する人も 勉強できます。 日本語を 話すことが できない人も 勉強できます。

お金が かかります。

じかん ばしょ かね いばらきしやくしよ ぶんかしんこうか き
時間・場所・お金のことは、茨木市役所の 文化振興課に 聞いてください。

●電話で聞くと き 電話 072-620-1810

●Email で聞くと き Email cadifai@city.ibaraki.lg.jp

■「日本語読み書き学級（くわいいことは、それぞれの教室に 聞いてください。）

ひとり せんせい おし せい と ひと ふたり おお
1人の先生が 教えます。 生徒は、1人のときや、2人より 多いときが あります。

お金は 0円です。

に ほん ご はな ひと べんきょう べんきょう ばしょ えら
日本語を 話すことが できない人も 勉強できます。 勉強する場所は、いくつかあります。 あなたが 選んでください。

くらし・にほんごの べんきょう

きょうしつ ばしよ じかん でんわばんごう
教室の場所・時間・電話番号

ばしよ 場所	ようび じかん 曜日・時間	でんわばんごう 電話番号
とよかわ あい せんたー 豊川いのち・愛・ゆめセンター	かようび ごご じ ふん 火曜日 午後7時30分から	072-643-2069
さわらぎ あい せんたー 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	げつようび ごご じ ふん じ 月曜日 午後6時、6時30分、7時から もくようび ごぜん じ 木曜日 午前10時から	072-635-7667
そうじ あい せんたー 総持寺いのち・愛・ゆめセンター	もくようび ごご じ ふん 木曜日 午後7時30分から	072-626-5660
ちゅうおうこうみんかん しょうがいがくしゅう せんたー なか 中央公民館(生涯学習センターの中)	きんようび ごぜん じ 金曜日 午前10時から	072-622-1256

かじ 火事のとき・ひどいけがや びょうき 病気で たお 倒れたとき

しょうぼうほんぶ 消防本部 ☎072-622-6955

かじ 火事のときは、しょうぼうしゃ 消防車を よ 呼ぶことが できます。

ひどいけがを したとき、倒れて うごくことが できないときは、きゅうきゅうしゃ 救急車を よ 呼ぶことが できます。

どちらも「119」に でんわ 電話を かけてください。

あなたの電話・携帯電話・スマートフォンで 電話を かけることが できます。

いばらき市内からの しょうほう 通報であれば、えいご 英語、ちゅうごくご 中国語、かんこくご 韓国語、すべいんご スペイン語、ぽるとがるご ポルトガル語、たいご タイ語、たがログご タガログ語、べとなむご ベトナム語、フランス語、ロシア語、

ねばーご ネパール語で しょうやく 通訳が できるので、あんしん 安心して よ 呼ぶことができます。あなたの近くにある しょうぼうしょ 消防署から、しょうぼうしゃ 消防車や きゅうきゅうしゃ 救急車が きます。

でんわ 電話をしたら、おし 教えてください。

●火事のとき

①「火事です」と い 言ってください。

②住所(消防車に きてほしいところ)

③なにが も 燃えているか

④あなたの でんわばんごう 電話番号

⑤あなたの なまえ 名前

●ひどいけがを したとき、倒れて うごくことが できないとき

①「救急です」と い 言ってください。

②住所(救急車に きてほしいところ)

③どんなけがを しているか、倒れた人は どうなっているか

④あなたの でんわばんごう 電話番号

⑤あなたの なまえ 名前

しょうぼうしゃ 消防車や きゅうきゅうしゃ 救急車が くるまでに じかん 時間が かかることが あります。

くるまでに、どうすればいいのか、どんなときに きゅうきゅうしゃ 救急車を よ 呼ぶのか、知ることが できる H P が あります。

「Information 情報 しょうほう 知らせ」の H P で みることも できます。

●突然の病気やケガで、救急車を呼ぶべきか悩んだ場合は、救急安心センターおおさか #7119または、06-6582-7119まで

でんわ 電話してください。24時間365日、看護師による医療相談ができます。症状にあった病院も教えてくれます。

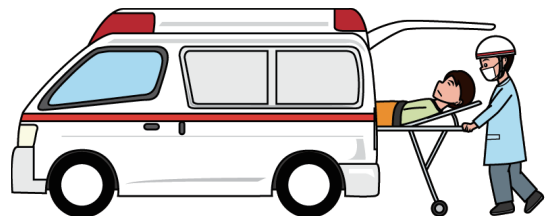
こま 困ったときに そうだん 相談するところ

●茨木市外国人総合相談窓口

いばらきし 茨木市に住む がいこくじん 外国人のみなさんが、わからないことを なんでも聞ける ところです。

しやくしょ 市役所での てつづ 手続きが しんぱい 心配な人も きてください。

そうだん 相談の かね 金は 0円です。ひみつ 秘密は まも 守ります。



くらし・にほんごの べんきょう

●相談できるとき

- ① 月曜日から 金曜日 9:00 から 17:00 まで（祝日は 休みです）
② 毎月 最後の日曜日 9:00 から 12:00 まで

●場所

- ① 茨木市役所 本館2階 人権・男女共生課
② 茨木市役所 南館1階 市民生活相談課

●相談するときの言葉

やさしい日本語・英語で 話します。他の言葉で 話すときは、翻訳機を 使います。
通訳をする人が 必要なときは、先に 予約をしてください。

●問い合わせ先

茨木市役所 人権・男女共生課 電話 072-620-1640 Email jinken@city.ibaraki.lg.jp

■大阪府外国人情報コーナー（大阪府国際交流財団）

大阪に住む 外国人のみなさんが、困ったときに、電話で 聞くことが できます。

相談の お金は 0円です。電話の お金は、あなたが 払います。Email で 聞くことも できます。

電話をすると、「大阪府国際交流財団」というところに つながります。

日本での 生活など、いろいろなことを 聞くことが できます。

電話をかけたら、あなたが 何語を話すのかを、相手に 教えてください。

●電話で聞くと き 電話 06-6941-2297

日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語で 聞くことが できます。

月曜日～金曜日 午前9時30分 から 午後5時30分 まで（祝日は 電話することが できません）

第3木曜日・第4金曜日 午前9時30分 から 午後8時 まで（祝日は 電話することが できません）

第3日曜日 午前9時30分 から 午後5時30分 まで

●専門相談（先に 予約する必要があります）

- ・弁護士相談
- ・行政書士相談
- ・労働相談

・出入国在留管理庁の職員による相談

・臨床心理士相談

●Email で聞くと き Email jouhou-c@ofix.or.jp

英語・日本語で 聞くことが できます。

■外国人の方へのイベント情報など

やさしい日本語でお話をして、日本のことを知ることができる場があります。

外国人の方、外国にルーツのある方の居場所になるようなイベントをしています。

またZoomでオンライン交流をしています。

詳しい問い合わせ先は、豊川いのち・愛・ゆめセンター 電話 (072-643-2069)

地震や 大雨について

危機管理課 ☎072-620-1617

■地震

日本では 地震が おきます。大きな地震が おきると、地面が 揺れます。

立っていることが できないくらい 揺れることが あります。大きな地震で 家や建物が こわれることが あります。

あなたの家が こわれて、家に住むことが できなくなることも あります。地震のことを 知ってください。

くらし・にほんごの べんきょう

■大雨

茨木市には、雨が たくさん降ると 危ないところがあります。

大雨(雨が たくさん降ること)のとき、どんなところが 危ないのか、知ってください。

地震や 大雨のとき、どうすればいいのかを 書いている H P があります。

「For Foreigners 外国籍住民の方へ」の H P で みることも できます。

地震や 大雨のとき、逃げる場所があります。「避難所」といいます。学校の体育館が「避難所」になることが多いです。

あなたの家の近くの「避難所」がどこにあるのかを 知ってください。

●茨木市役所が作った「防災ハンドブック」(日本語と英語で書いています)

茨木市に住む人のために、地震がおきたときのこと、地震のあとの生活のことを書いています。

茨木市にある「避難所」のことも書いています。

英語のハンドブックは、「For Foreigners 外国籍住民の方へ」の H P で みることも できます。

●大阪府が作った「外国人のための防災ガイド(地震編)」

(英語、中国語、韓国語、朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語、

やさしい日本語で 書いています)

大阪府に住む 外国人のために、地震がおきたときのこと、地震のあとの生活のことを書いています。

「Information 情報 お知らせ」の H P で みることも できます。

●大阪府・観光庁がつくった外国人のための防災アプリ

大阪府にいる 外国人のために、災害が起きたときに必要な情報を 見ることや、

受け取ることができる、防災アプリがあります。

防災アプリについて 詳しく知りたいとき、ダウンロードしたいときは この H P を 見てください。

URL < https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/soumu/kikikanri/menu/disaster_prevention_information/osakasagetravels.html >

外国人向けの防災情報



しごと 仕事を 探すとき

●「大阪外国人雇用サービスセンター」(厚生労働省の機関 ハローワーク)

仕事をさがしている 外国人を 手伝うところです。JR大阪駅・阪急大阪梅田駅の 近くに あります。

仕事について 聞くことが できます。

英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語で 調べることが できます。

英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語、ネパール語、ウクライナ語で 聞くことができる 時間は 決まっています。

くわしいことは、大阪外国人雇用サービスセンターに 聞いてください。

電話(06-7709-9465)で 聞くことも できます。

しごと 仕事で 困ったとき

●「外国人労働者相談コーナー」(大阪労働局)

仕事で 困っていることを、聞くことが できます。電話(06-6949-6490)で 聞くことも できます。

時間 午前9時30分 から 午後5時 まで(午後0時から 午後1時 までは 電話できません)

英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語で 聞くことが できます。言語によって 聞くことができる日が 違います。

●「外国人労働者向け相談ダイヤル」(厚生労働省)

仕事の法律や、相談できるところを 教えてくれます。

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語で 聞くことが できます。言語によって 聞くことができる日が 違います。

ほかにも いろいろなことを お知らせする H P があります。

「Information 情報 お知らせ」の H P で みることも できます。

じゅうみんとよろく

じゅうみんとよろく 住民登録

市民課 ☎072-620-1621

「住民登録」とは、住んでいることを 役所に 届けること です。
 茨木市の サービスを 受けるためには 茨木市役所の 市民課に 「住民登録」を してください。
 引っ越しを するときなど、茨木市役所 の 市民課 に 届出を してください。
 そのときに 持っていく 必要がある カードなどが あります。
 わからないことは、茨木市役所の 市民課に 聞いてください。

■ 住民登録の 届出

どんなときに 届出する？	いつまでに 届出が必要？	届出に 必要なものは？
茨木市に 引っ越してきたとき	引っ越してから 14日以内に 市民課に 届出を してください。	転出証明書 (前に住んでいた 住所の役所から 引っ越すとき 渡された 証明書) マイナンバーカード (持っている人だけ) 在留カード (一緒に 引っ越ししてきた 全ての人のもの)
海外から 引っ越してきたとき	引っ越してから 14日以内に 市民課に 届出を してください。	在留カード (一緒に 引っ越ししてきた 全ての人のもの)
茨木市の中で 引っ越したとき	引っ越してから 14日以内に 市民課に 届出を してください。	マイナンバーカード (持っている人だけ) 在留カード (一緒に 引っ越しした 全ての人のもの) 茨木市の 国民健康保険のカード (持っている人だけ)
茨木市の外に 引っ越すとき	引っ越しをする 14日前から 市民課に 届出を してください。	マイナンバーカード (持っている人だけ) 在留カード 茨木市の 国民健康保険のカード (持っている人だけ)
海外に 引っ越すとき	引っ越しをする 14日前から 市民課に 届出を してください。	マイナンバーカード (持っている人だけ) 在留カード 茨木市の 国民健康保険のカード (持っている人だけ) 国民年金手帳 (持っている人だけ)

妻や子どもなど、正式な関係が 書いている 住民票などが 必要なときは、あなたの国で 発行した 婚姻証明や 出生証明
 など(コピーは だめです)の提出が 必要です。証明書は 日本語に ほんやくしたのも 必要です。ほんやくした人の 名前も 書いてください。
 マイナンバーのことは、デジタル庁・総務省(国の機関)の H P に 書いてあります。
 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語 など 書いてあります。
 茨木市の H P の「Information 情報 お知らせ」から みることも できます。

じゅうみんひょう うつ 住民票の写し

市民課 ☎072-620-1621

「住民票の写し」は あなたが住んでいる 正確な住所や、一緒に 住んでいる人が わかる書類です。
 茨木市役所に 「住民登録」を した人が、茨木市役所の 市民課で もらうことが できます。
 「住民票の写し」を もらうためには、お金を 払う必要が あります。
 あなたの「住民票の写し」を もらうことが できるのは、あなたか あなたと一緒に 住んでいる人 だけです。
 あなたが もらいに来ることが できないときは、茨木市役所の 市民課に 聞いてください。
 「住民票の写し」を もらうためには、在留カードなどを 持っていく必要が あります。
 くわしいことは、茨木市役所の 市民課に 聞いてください。

けんこうほけん

こくみんけんこうほけん
国民健康保険

ほけんねんきんか
保険年金課 ☎ (こくほ) 072-620-1631

日本では すべての人が 医療保険に 入ります。
安心して、医療を 受ける (病院 などに行く) ために 医療保険に 入ります。
これは 法律で 決まっています。
住民登録をして、3か月より長く、日本に住むときは、外国人も 医療保険に 入ります。

会社で 仕事を している人は、会社の 医療保険に 入ります。
仕事を している人の 家族も、同じ会社の 医療保険に 入ることも あります。
働いている時間が 短いときは、会社の 医療保険に 入ることが できないことも あります。
わからないときは 会社の人に 聞いてください。

会社の 医療保険に 入らない人は、住んでいる市区町村の 国民健康保険に 入ります。
どちらの 医療保険に 入るか、わからないときは 茨木市役所の 保険年金課に 聞いてください。

国民健康保険に 入るときは、茨木市役所の 保険年金課に 書類を 渡してください。
どんな書類を 渡すか、茨木市役所の 保険年金課に 聞いてください。
書類を 渡したあと、国民健康保険に入ったことが わかるカードか書類を もらいます。

こくみんけんこうほけん ほけんりょう 国民健康保険の 保険料

国民健康保険の サービスを 受けるためには、お金を 払う必要が あります。
それを「保険料」といいます。
保険料を 払わない人は、サービスを 受けることが できません。
国民健康保険は、一緒に住んでいる 家族みんなの 保険料が いくらになるかを 計算します。
そのあと、家庭の中心の人 (世帯主) に「納付書 (保険料を 払うための 紙)」を 郵便で 送ります。

保険料 (サービスを 受けるために 払うお金) は 決まった日までに 払ってください。

保険料を いくら払うのか 書いてある「納付書 (保険料を 払うための 紙)」に 日にちが 書いてあります。
その日までに 保険料を 払ってください。
払うのが 遅いときには、あなたが払う お金が 増えることが あります。
払うことが できないときは、早く茨木市役所の 保険年金課に 相談してください。

ほけんりょう はら ほうほう 保険料を 払う方法

保険料の「納付書 (保険料を 払うための 紙)」は、保険に入った日の 次の月の中ごろに あなたの家に 届きます。書いてある日までに 電子マネーで 払うか、お金と 納付書を持って、茨木市役所・銀行・郵便局・コンビニエンスストアで、1か月ごとに 保険料を 払います。
次の3月までの 納付書が まとめて届きます。
全部を まとめて払うことも できます。

けんこうほけん

届出が 必要 なとき

つぎ 次のようなときは、そのときから14日後までに 茨木市役所の 保険年金課に 書類を わたしてください。

こくみんけんこうほけん はい ひと 国民健康保険に 入っている人	こくみんけんこうほけん はい ひと 国民健康保険に 入っていない人
いばらきし ほかの市に 引っ越しをするとき いばらきし 海外に 引っ越しをするとき いばらきし なか 茨木市の中で 引っ越しをしたとき いっしょ す かぞく か 一緒に住んでいる家族が 変わったとき こくみんけんこうほけん はい かぞく し 国民健康保険に 入っている家族が 死んだとき こどもが う 産まれたとき せいかつほご う 生活保護を 受けるように なったとき かいしゃ いりようほけん はい 会社の 医療保険に 入るとき こくみんけんこうほけん か ー ど 国民健康保険の カードを なくしたとき	ほかの市から 茨木市に 引っ越ししたとき かいがい いばらきし ひ こ 海外から 茨木市に 引っ越ししたとき せいかつほご う 生活保護を 受けなくなったとき かいしゃ いりようほけん 会社の 医療保険を やめたとき

しよるい 書類をわたすときは、本人であることを 確認できるものが 必要です。
ひつよう いばらきしやくしよ ほけんねんきんか き 必要なものは、茨木市役所の 保険年金課に 聞いてください。

こくみんけんこうほけん さーびす 国民健康保険の サービス

びょうき けがをして 病院にいったとき、病院で 保険の資格がわかるもの を見せると、病院で払う お金が やす 安くなります。
※会社の保険と、国民健康保険とは、受けることができる サービスは だいたい同じです。
ちが 違うところも あります。 かわいいことは 会社の人や 茨木市役所の 保険年金課に 聞いてください。

■ 年齢によって 病院で払う お金が 違います。

0歳から 小学校に入るまでの人・・・かかったお金の20%

小学生から 69歳までの人・・・かかったお金の30%

70歳から 74歳までの人・・・かかったお金の20%か30%

※70歳から 74歳までの人は、その人の 収入を 確認してから 決まります。

■ 75歳からは 国民健康保険をやめて、「後期高齢者医療制度」という医療保険に 入ります。

後期高齢者医療制度に 入るとき、茨木市役所に 書類を 渡す必要は ありません。

茨木市役所から 後期高齢者医療制度の 保険の資格がわかるものが 届きます。

国が決めた ルールが 変わると、サービスの内容や 病院で払う お金が 変わることが あります。

かわいいことは 茨木市役所の 保険年金課に 聞いてください。

■ 「高額療養費」について

1か月のあいだに 病院で払った お金が とても高くなったときは、お金が 少し返ってくる

ことがあります。ルールで決めた お金よりも、あなたが 払ったお金が 多かったときは、茨木市役所の

保険年金課から あなたの家に 書類が 届きます。

書類に 書いているものを あつめて、保険年金課に 渡してください。

わからないときは、茨木市役所の 保険年金課に 聞いてください。

けんこうほけん

しゅっさんいくじいちじきん

■ 出産育児一時金

こくみんけんこうほけん はい ひと あか う かね
国民健康保険に 入っている人が 赤ちゃんを 産んだとき、お金が もらえます。

にんしん しゅう なか なか あか し
妊娠12週より あとなら、お腹の中で 赤ちゃんが 死んでしまったときにも もらえます。

かね
お金を もらうために、手続きを することが 必要です。

あか う びょういん てつづ びょういん き
赤ちゃんを 産む病院 で 手続きできることも あるので、病院でも 聞いてください。

う ねん てつづ かね
産まれてから 2年たつまでに 手続きを しないと お金は もらえません。

てつづ ひつよう いばらきしやくしよ ほけんねんきんか き
手続きに 必要なものは 茨木市役所の 保険年金課で 聞いてください。

くるま

■ 車にぶつかって けがをしたときなど

こくみんけんこうほけん はい ひと くるま ほか ひと
国民健康保険に 入っている人が、車にぶつかるなど、他の人のせいで、けがをしたとき、

こくみんけんこうほけん さーびす う
国民健康保険の サービスは 受けることが できません。

ほか ひと かなら いばらきしやくしよ ほけんねんきんか そうだん
他の人のせいで けがをしたときは、必ず 茨木市役所の 保険年金課に 相談してください。

そうしき

■ 葬式に かかるお金

こくみんけんこうほけん はい ひと し そうしき かね まんえん
国民健康保険に 入っている人が 死んだとき、葬式のお金（5万円）が もらえます。

そうしき ひ ねん てつづ
葬式をした日から 2年たつまでに、手続きを してください。

てつづ
手続きを しないと もらえません。

てつづ ひつよう いばらきしやくしよ ほけんねんきんか き
手続きに 必要なものは 茨木市役所の 保険年金課で 聞いてください。

ぜいきん

ぜいきん 税金

税金は、国や府や市などがする サービスのために、人や会社が 払う お金です。
日本に 住んでいる人は、税金を 払うことが 必要です。

ぜいきん 税金の 種類

① 所得税

「所得」が あった人が 国に 払う 税金です。

「所得」は、収入（もらった お金）から 経費（そのお金を もらうために つかった お金）を
引いたものです。

② 府民税

「府民税」は、その年の1月1日に 大阪府に 住所がある 人や会社などが、大阪府に 払う 税金です。

③ 市民税

「市民税」は、その年の1月1日に 茨木市に 住所がある 人や会社などが、茨木市に 払う 税金です。

④ 固定資産税・都市計画税

その年の1月1日に、茨木市に 土地や建物などを もっている人が、茨木市に 払う 税金です。

⑤ 自動車税

自動車を もっている人が 大阪府に 払う 税金です。

⑥ 軽自動車税

オートバイや 軽自動車を もっている人が 茨木市に 払う 税金です。

⑦ 消費税

ものを買うときや サービスを 受けるときに 払う 税金です。

ものを買うときや サービスを 受けるときに、消費税も あわせて お店に 払います。

ほかにも、不動産（土地や建物）を 買ったときや、車を 買ったときも 税金を 払います。
茨木市役所に 払う 税金は、③と④と⑥などです。

③ 市民税

市民税課 ☎072-620-1614

その年の 1月1日に 茨木市に 住所がある 人や会社などが、茨木市に 払う 税金です。

前年に 所得が ある人が 払います。市民税の 金額（いくら）は 法律で 決まっています。

収入が ある人は、収入の 金額を、茨木税務署（税金のことを 管理する 国の事務所）に

報告してください。報告したあとに、税金の 金額が 決まります。

いつ 報告するのか、どうやって 報告するのか、茨木税務署や 茨木市役所の 市民税課で 聞いてください。

あなたの 働いている会社が、あなたの所得を 税務署に 報告しているときは、あなたが 報告する 必要は

ありません。会社が、あなたの給料から 税金を 引いて、あなたの代わりに 税金を 払っているときは、

あなたが 茨木市に 払う必要は ありません。「所得税」と「府民税」も 同じように 払います。

会社で 働いていないときや、自分で 会社やお店を しているときは、あなたが 税金を 払います。

税金の 金額（いくら）が 書いてある「納付書（税金を 払うための 紙）」が 家に 届きます。

府民税の 金額も 書いています。

ぜいきん

でんしまねー はら かね のうふしよ も いばらしやくしよ ぎんこう ゆうびんきょく こんびにえんすすとあ い
電子マネーで 払うか、お金と 納付書を 持って、茨木市役所・銀行・郵便局・コンビニエンスストアに行き、
ぜいきん はら
税金を 払ってください。

はら ばしよ のうふしよ か
払える場所は、「納付書」に 書いています。

しみんぜい ふみんぜい いっしよ はら
市民税と 府民税を 一緒に 払ってください。

④固定資産税・都市計画税

しさんぜいか 資産税課 ☎072-620-1615

がつ にち いばらし とち たてもの ひと いばらし ぜいきん はら
1月1日に 茨木市に 土地や建物などを もっている人は、茨木市に 税金を 払います。

ぜいきん きんがく とち たてもの ばしよ おお か
税金の 金額は 土地や建物の 場所や大きさに 変わります。

ねん かい いばらしやくしよ ぜいきん きんがく し
1年に1回、茨木市役所が、税金の 金額（いくら）を お知らせします。

ぜいきん きんがく か のうふしよ ぜいきん はら かみ
税金の 金額が 書いてある「納付書（税金を 払うための 紙）」が あなたの家に 届きます。

でんしまねー はら かね のうふしよ も いばらしやくしよ ぎんこう ゆうびんきょく こんびにえんすすとあ い
電子マネーで 払うか、お金と 納付書を 持って、茨木市役所・銀行・郵便局・コンビニエンスストアに行き、
ぜいきん はら
税金を 払ってください。

どこで はら のうふしよ か
払うことが できるのか、「納付書」に 書いています。

⑥軽自動車税

しみんぜいか 市民税課 ☎072-620-1614

がつ にち いばらし おーとばい けいじどうしゃ も ひと いばらし ぜいきん はら
4月1日に 茨木市で オートバイや 軽自動車を 持っている人は、茨木市に 税金を 払います。

ねん かい いばらしやくしよ ぜいきん きんがく し
1年に1回、茨木市役所が 税金の 金額（いくら）を お知らせします。

ぜいきん きんがく か のうふしよ ぜいきん はら かみ
税金の 金額が 書いてある「納付書（税金を 払うための 紙）」が あなたの家に 届きます。

でんしまねー はら かね のうふしよ も いばらしやくしよ ぎんこう ゆうびんきょく こんびにえんすすとあ い
電子マネーで 払うか、お金と 納付書を 持って、茨木市役所・銀行・郵便局・コンビニエンスストアに行き、
ぜいきん はら
税金を 払ってください。

はら ばしよ のうふしよ か
払える場所は、「納付書」に 書いています。

ほかにも いくつか ルールが あります。

③と⑥の くわしいことは いばらしやくしよ しみんぜいか き
茨木市役所の 市民税課に 聞いてください。

④のことは、いばらしやくしよ しさんぜいか き
茨木市役所の 資産税課に 聞いてください。

そのほかの 税金の くわしいことは 茨木税務署（税金のことを 管理する 国の 事務所）に 聞いてください。

または、こくぜいちよう ほーむぺーじ にほんご えいご か
国税庁の H P でもしられられます（日本語と 英語で 書いています。）

ぜいきん き ひ はら
税金は 決まった日までに 払ってください。

のうぜいか 納税課 ☎072-620-1616

ぜいきん きんがく か のうふしよ ひ か
税金の 金額が 書いてある「納付書」に、日にちが 書いてあります。

か ひ でんしまねー はら かね のうふしよ も いばらしやくしよ ぎんこう ゆうびんきょく こんびにえんすすとあ
書いてある日までに 電子マネーで 払うか、お金と 納付書を 持って、茨木市役所・銀行・郵便局・コンビニエンスストア
い ぜいきん はら
に行き、税金を 払ってください。

はら おそ はら ぜいきん ふ
払うのが 遅いときには、あなたが払う 税金が 増えることが あります。

はら はや いばらしやくしよ のうぜいか き
払うことが できないときは、早く茨木市役所の 納税課に 聞いてください。

ぜい しょうめいしよ ぜいきん きんがく かみ
税の 証明書（あなたの税金の 金額が わかる紙）

しみんぜいか 市民税課 ☎072-620-1614

ねんかん しょうとく じゅうみんぜい きんがく か かみ しゃくしよ
1年間の 所得と 住民税の 金額が 書いてある紙は、市役所で もらうことが できます。

もらうためには お金を払う 必要が あります。

いばらしやくしよ しみんぜいか き
いくらかかるかは、茨木市役所の 市民税課に 聞いてください。

もらうときは、あなたの在留カードや 運転免許証を 持ってきてください。

ねんきん

こくみんねんきん
国民年金

ほけんねんきんか
保険年金課 ☎ (こくみんねんきん) 072-620-1632

こくみんねんきん くに もらえる お金です。

とし 年をとって はたら 働けなくなったとき、びょうき 病気や けがで しょうがい 障害が のこ 残ったとき、かてい 家庭の ちゅうしん 中心の人が し 死んだときなどに もらえます。

にほん す 20 さいから 59 さいまでの人は、みんな こくみんねんきん はい ほけんりよう お金) を はら ひつよう 払う必要が あります。日本の法律で 決まっています。

がいこくじん はら ひつよう 外国人も 払う必要が あります。

ほけんりよう はら ほけんねんきんか ねんきんがかり き 保険料を 払うことが できないときは、早く 茨木市役所の 保険年金課の 年金係に 聞いてください。

こくみんねんきん はい ほけんりよう はら ひと お金) を もらえます。

き 決まっている期間、国民年金に 入っていないと お金は もらえません。

き 決まっている期間、保険料を 払っていないと お金は もらえません。

こくみんねんきん はい ひと 国民年金に 入っている人には、3つの タイプが あります。

(1) 「第1号被保険者」

だいいちごうひほけんしゃ だいごうひほけんしゃ だいさんごうひほけんしゃ ひと だいいちごうひほけんしゃ 「第2号被保険者」と「第3号被保険者」ではない人が、「第1号被保険者」です。

だいいちごうひほけんしゃ ひと いばらきしやくしよ じゅうみんとうろく いばらき す とど 「第1号被保険者」の人は、茨木市役所に「住民登録（茨木市に 住んでいることを 届けること）」を したあと、しやくしよ ほけんねんきんか こくみんねんきん はい 市役所の 保険年金課で 国民年金に 入ってください。

のうふしよ ほけんりよう はら かみ にほんねんきんきこう ねんきん お金) を かんり 管理するところ) から、あなたの いえ 家に 届きます。

かね のうふしよ も ぎんこう ゆうびんきょく こんびにえんすす あ い ほけんりよう はら お金と 納付書を 持って、銀行・郵便局・コンビニエンスストアに行き、保険料を 払ってください。

いんたーねっと ほけんりよう はら インターネットで、保険料を 払うことも できます。

ほけんりよう はら ほけんねんきんか ねんきんがかり き 保険料を 払うことが できないときや、わからないことは 保険年金課の 年金係に 聞いてください。

(2) 「第2号被保険者」

こうせいねんきん かいしや はたら ひと はい ねんきん はい ひと 「厚生年金（会社で 働いている人が 入る 年金）」に 入っている人 です。

かいしや こうじょう はたら ひと こうせいねんきん はい 会社や工場で 働いている人は、厚生年金に 入ります。

こうせいねんきん はい ひと こくみんねんきん はい 厚生年金に 入っている人は、国民年金にも 入っています。

ねんきん ほけんりよう かいしや きゅうりよう はら 2つの年金の 保険料は、会社が あなたの 給料 から 払います。

かいしや ほけんねんきんか ねんきんがかり だいいちごうひほけんしゃ しょうい わた ひつよう 会社を やめたときは、保険年金課の 年金係で「第1号被保険者」に なるための 書類を 渡す必要が あります。

(3) 「第3号被保険者」

はいぐうしや おつと つま かいしや こうせいねんきん はい ひと しゅうにゆう かね せいかつ ひと 「配偶者（夫や妻）」が、会社で「厚生年金」に 入っていて、その人の 収入（お金）で 生活している 人です。

だいいちごうひほけんしゃ ひと はいぐうしや かいしや こくみんねんきん はい てつづ 「第3号被保険者」の人は、配偶者の会社で、国民年金に 入る手続きを します。

だいいちごうひほけんしゃ ひと じぶん ほけんりよう はら 「第3号被保険者」の人は 自分で 保険料を 払いません。

はいぐうしや おつと つま はい こうせいねんきん ほけん はら 「配偶者（夫や妻）」が 入っている「厚生年金保険」が 払います。

はいぐうしや かいしや ほけんねんきんか ねんきんがかり だいいちごうひほけんしゃ しょうい わた ひつよう 配偶者が 会社をやめたときは、保険年金課の 年金係で 「第1号被保険者」に なるための 書類を 渡す必要が あります。

ねんきん はい いえ きそねんきんばんごうつうちしよ とど 年金に 入ったあと、あなたの家に「基礎年金番号通知書」が 届きます。

たいせつ す 大切なものなので、捨てないでください。

ねんきん

国民年金に 入っている人が、国から お金を もらえるときは (1)～(3) のときです。

(1)「老齢基礎年金」(年を とったときに もらえる お金)

10年より 長く 保険料を 払った人が 65歳に なったあと お金が もらえます。

(2)「障害基礎年金」(病気やけがで 障害が のこったときに もらえる お金)

「国民年金」に 入ったあと、病気や けがをして 障害が のこったときに お金が もらえます。
もらえないときが あります。

(3)「遺族基礎年金」(家庭の 中心の人が 死んだときに もらえる お金)

家庭の 中心の人が 死んだときに もらえる お金です。

お金を もらえるのは、①死んだ人の「配偶者(夫や妻)」で こどもがいる人 と、②死んだ人の こどもです。
もらえないときが あります。

「脱退一時金」について

外国人が、国民年金の 保険料を 6か月より 長く 払ったあとで、日本から 出国したときは、払ったお金の 一部が 返ってきます。出国したときから 2年たつまでに 手続きを してください。

お金を もらうための 手続きは、「日本年金機構」の H P を みてください。

出国する前に 手続きについて 調べてください。

社会保障協定について

日本の年金と ほかの国の 年金で、入っている 期間を 合わせることが できることが あります。
国によって 違うので、「日本年金機構」の H P で みてください。

年金のことを 聞くところ

「日本年金機構」の「年金事務所」で、国民年金や 厚生年金のことを、聞くことが できます。

外国語で 年金について 聞くことができる「年金事務所」も あります。

年金のことを 書いているところ

日本年金機構の H P に 年金のことが 書いてあります。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ベトナム語・
ミャンマー語・カンボジア語・ロシア語・ネパール語・モンゴル語 で 書いています。

「日本年金機構」の H P は、茨木市の H P の「Information 情報 お知らせ」から みることも できます。

うまれること・しめこと・こどものこと

にんしん 妊娠が わかったとき

しえん せ ん た ー とも支援センター ☎072-624-9301

にんしん なか なか あか 妊娠（お腹の中に 赤ちゃんが いること）が わかったとき、茨木市の とも支援センターへ 行ってください。

とも支援センターは、茨木市役所向かいのおにクル2階にあります。とも支援センターで、妊娠から

しゅっさん あか う 出産（赤ちゃんを 産むこと）までに つか の ー と ち け っ と あか う 産んだあとに つか ち け っ と 使えるチケットが もらえます。

・「母子健康手帳」（妊娠している人の 体 の調子と 赤ちゃんのことを 書く ノート）

・「妊婦健康診査受診券」

にんしん ひと なか なか あか ちようし びよういん かね やす ち け っ と （妊娠している人と お腹の中の 赤ちゃんの 調子を みるために 病院に いくとき、お金が 安くなるチケット）

・「産婦健康診査受診券」

あか う ははおや けんこうじようたい びよういん かね やす ち け っ と （赤ちゃんを 産んだあと、母親の ところとからだの 健康状態を みるために 病院に いくとき、お金が 安くなるチケット）

・「乳児一般(1か月児)健康診査受診券」

う げつごころ あか けんこうじようたい びよういん かね やす ち け っ と （産まれて1か月頃の赤ちゃんの 健康状態を みるために 病院にいくとき、お金が 安くなるチケット）

とも支援センターには、「保健師」・「助産師」が います。

「保健師」・「助産師」は、妊娠と 赤ちゃんのことを 教えてくれる ひと 人です。

妊娠について 聞きたいこと、赤ちゃんについて 聞きたいことを、保健師・助産師に 聞くことが できます。

メールで聞くことも できます。

あか う 赤ちゃんが 生まれたあと、保健師や 助産師が あなたの家に 行くこともできます。

こま 困っていることや 大変なことを 保健師・助産師に 聞くことが できます。

しゅっさん いく じいち じん 出 産 育 児 一 時 金

ほけんねんきんか 保険年金課 ☎(こくほ) 072-620-1631

けんこうほけん はい ひと あか う とどけで かね 健康保険に 入っている人が、赤ちゃんを 産んだとき、届出をすると お金が もらえます。

にんしん しゅう げつ あと なか あか し 妊娠12週 より 後なら、お腹のなかで 赤ちゃんが 死んでしまったときにも もらえます。

あか う 赤ちゃんを 産む 病院で てつづ 手続きできることが あるので、病院にも 聞いてください。

こくみんけんこうほけん はい ひと いばらきしやくしよ ほけんねんきんか き 国民健康保険に 入っている人は、くわしいことは、茨木市役所の 保険年金課で 聞いてください。

あか う 赤ちゃんが 産まれてから 2年たつまでに てつづ 手続きをしないと お金は もらえません。

かいしゃ けんこうほけん はい ひと かいしゃ ひと き 会社の 健康保険に 入っている人は、会社の人に 聞いてください。

しゅっしょうとどけ 出生届

し み ん か 市民課 ☎ 072-620-1621

あか う ひ にちい ない いばらきしやくしよ し み ん か しよるい わた ひつよう 赤ちゃんが 生まれた日から 14日以内に 茨木市役所の 市民課に 書類を 渡す必要が あります。

わた しよるい しゅっしょうとどけ 渡す書類を「出 生 届」と いいます。

しよるい ひつよう あか う いばらきしやくしよ し み ん か き どんな書類が 必要か、赤ちゃんを 産むまえに、茨木市役所の 市民課に 聞いてください。

あか ちち はは がいくせき たいしかん りようじかん てつづ ひつよう 赤ちゃんの 父か 母のどちらかが、外国籍のときは、大使館・領事館の 手続きも 必要です。

にほんこくせき あか しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう てつづ ひつよう てつづ かた しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう 日本国籍のない 赤ちゃんは 出入国在留管理庁の 手続きも 必要です。手続きのやり方は 出入国在留管理庁と、

たいしかん りようじかん き あか う まえ き 大使館・領事館に 聞いてください。赤ちゃんが 生まれる前に 聞いてください。

じどうてあて 児童手当

せいさくか とも政策課 ☎ 072-620-1625

こどもを そだ ひと かね 育てている人は、お金を もらえます。このお金を 「児童手当」と いいます。

こうこうせい さい じどうてあて いばらきしやくしよ しよるい わた ひつよう 高校生（18歳）まで もらえます。児童手当を もらうために、茨木市役所に 書類を 渡すことが 必要です。

こどもが う にち ご いばらきしやくしよ せいさくか しよるい わた 生まれてから 15日後までに、茨木市役所の こども政策課へ 書類を 渡してください。

わた おく かね すく 渡すのが 遅れると、もらえるお金が 少なくなります。

さい さい 0歳から2歳まで	げつ えん 1か月に15,000円
さい こうこうせい 3歳から高校生まで	げつ えん 1か月に10,000円

うまれること・しめこと・こどものこと

こどもの年齢で、もらえるお金が ちがいます。3人より多く こどもが いるときは、多くもらえることがあります。
お金は、あなたの 銀行の口座に、茨木市役所が 支払います。1年間に 6回、支払います。
くわしいことは、こども政策課へ 聞いてください。

こどもの 健康保険

保険年金課 ☎(こくほ) 072-620-1631

こどもが 生まれたら、こどもも 健康保険に 入ります。
お父さんと お母さんと 同じ 健康保険に 入ることが 多いです。
お父さんと お母さんが 国民健康保険に 入っているときは、市役所の 保険年金課に 聞いてください。
会社の 健康保険に 入っているときは、会社に 聞いてください。
こどもが 生まれたときの 病院の「領収書」(病院や 薬に 払ったお金などが 書いてある 書類)は
捨てないでください。あとで お金が 返ってくることが あります。
「こども医療」の 書類を わたすとき、こども政策課に「領収書」を みせてください。

こども医療

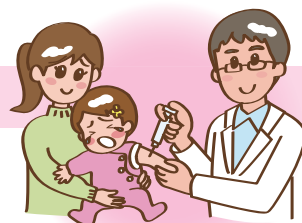
こども政策課 ☎ 072-620-1625

「こども医療」のサービスで、こどもが 病院にいくとき、病院に払う お金が 少なくなります。
薬を もらうときの お金は 0円です。
0歳から 18歳までの こどもが「こども医療」の サービスを 受けることが できます。
「こども医療」の サービスを 受けるために、茨木市役所の こども政策課へ、書類を 渡すことが 必要です。
こどもの 健康保険のカードが できたあと、市役所の こども政策課に「健康保険のカード」を みせます。
いろいろな書類が 必要なときが あるので、こども政策課に 聞いてください。
書類を渡すと、あとで「こども医療」のカードが もらえます。
健康保険のカードと、「こども医療」のカードを 持って、病院や 薬を もらいに いきます。
健康保険のサービスが 使えないときは、「こども医療」のサービスも 使えません。
くわしいことは、こども政策課へ 聞いてください。

予防接種

こども支援センター ☎ 072-624-9301

こどもが 病気に ならないために、注射を うちます。
市役所が 決めた注射は、0円で 注射することが できます。
市役所が 決めた注射は たくさん あります。注射をするときに 決まっています。
生まれて2か月から 注射が はじまります。市役所が 決めた病院で 注射を します。
どんな注射をするか、こども支援センターに 聞いてください。
生まれるまでに 聞くと 良いです。
注射のことが 書いている書類は、茨木市役所で もらいます。
茨木市役所で もらわなかったときは、こどもが 生まれたあと、あなたの家に 郵便で 届きます。
届いていないときは、こども支援センターに言うと、あなたの家に 送ってくれます。
くわしいことは、こども支援センターに 聞いてください。



保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

保育幼稚園事業課 ☎ 072-620-1638

① 保育所

「保育所」は、保護者(お父さんや お母さん)が 仕事などで、家で こどもの世話を することが
できないとき、小さいこどもを あずける(世話をしてもらう)ところです。
「保育所」は、0歳から 5歳までの こどもを あずけることが できます。
保護者が 仕事などに 行っている 時間や日数が 少ないと、あずけることが できないことが あります。

うまれること・しめこと・こどものこと

② 幼稚園

「幼稚園」は、3歳から 5歳までの こどもが 行きます。小学校に 入る前に 簡単な 教育を します。
保護者が 仕事などに 行っていない 家庭も、こどもは「幼稚園」に 行くことが できます。
「保育所」と「幼稚園」は、こどもを あずける時間が ちがいます。

③ 認定こども園

「認定こども園」は、「保育所」と「幼稚園」が 一緒になったところです。
保護者が 仕事などを しているか、いないかで、こどもを あずける時間が ちがいます。

④ 小規模保育事業所・事業所内保育事業所

「小規模保育事業所」・「事業所内保育事業所」は、0歳から 2歳までの こどもが 行きます。
「保育所」と同じように、保護者（お父さんや お母さん）が 仕事などで、家で こどもの世話を することが できないとき、小さいこどもを あずけるところです。

①から④に行くために、茨木市役所の 保育幼稚園事業課に、いろいろな 手続き を する 必要が あります。
あずけることができる こどもの数が 決まっています。

行きたいこどもが 多いと 手続き を しても、すぐに こどもを あずけることが できません。

行くために、お金を 払う必要が あります。お金は 保護者の 市民税額で 決まります。

（「市民税額」のことは、税金のページで 読むことが できます。）

くわしいことは、保育幼稚園事業課に きいてください。

がくどうほいくしつ 学童保育室

がくどうほいくか
学童保育課 ☎ 072-620-1801

「学童保育室」は、保護者（お父さんや お母さん）が 仕事などで、学校の 授業が 終わったあと、
家で こどもの 世話をすることが できないとき、こどもを あずける（世話をしてもらう）ところです。

小学校の なかにある「学童保育室」に、こどもを あずけることが できます。

小学校 1年生から 3年生までの こどもを あずけることが できます。

「学童保育室」に 行くために、お金を 払う必要が あります。

お金は 保護者の 市民税額で 決まります。

（「市民税額」のことは、税金のページで 読むことが できます。）

「学童保育室」に行くために、茨木市役所の 学童保育課に、いろいろな書類を 渡す必要が あります。

あずけることができる こどもの数が 決まっています。

行きたいこどもが 多いと、書類を渡しても、すぐに こどもを あずけることが できません。

月曜日から 金曜日までは、学校が終わってから 17時まで あずけることが できます。

土曜日は、保護者の 仕事があるとき、8時15分から 17時まで あずけることが できます。

保護者の 仕事が 遅いときは、19時まで あずけることが できます。そのときは 追加のお金を 払う必要があります。

17時から 19時までに 帰るときは、保護者が 学校へ 迎えに行き、こどもと 一緒に 家にかえることが必要です。

くわしいことは、学童保育課に 聞いてください。

にほんの きょういく 日本の 教育について

がっこうきょういくすいしんか
学校教育推進課 ☎ 072-620-1684

■「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」（大阪府教育庁）

外国から来た こどもや、お父さん お母さんの ための お知らせです。

日本の 教育について、知ることができます。

にほんご ちゅうごくご かんごく ちようせんご えいご いんどねしあご ろしあご べとなむご ぼるとがるご すべいんご ふいりびんご
日本語・中国語・韓国語・朝鮮語・英語・インドネシア語・ロシア語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語
たいご ねばーるご うくらいなご か きこく・とにちじどうせいとがっこうせいかつ きぼーと じようほう ほーむぺーじ
タイ語・ネパール語・ウクライナ語 で 書いています。「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート情報」の H P で みることも できます。

うまれること・しめこと・こどものこと

■「就学援助制度」

しょうがっこう ちゅうがっこう べんきょう つか か かね きゅうしょく た ひつよう かね
小学校や 中学校の 勉強で 使うものを 買うための お金や、給食を 食べるために 必要な お金の
一部がもらえるサービスです。このサービスを 受けるためには、こどもが 行っている学校に 書類を
わた 渡してください。書類は 学校で もらってください。

このサービスを 受けるためには、いくつかの ルールが あります。くわしいことは、こどもが 行っている
学校か、茨木市役所の 学校教育推進課に 聞いてください。

■「小学校入学準備金」

しょうがっこう はい じゅんび ひつよう かね いちぶ さーびす さーびす う
小学校に 入るための準備に 必要な お金の一部が もらえるサービスです。このサービスを 受けるため
には、茨木市役所の 学校教育推進課に書類を 渡してください。書類は 学校教育推進課で もらってください。

このサービスを 受けるためには、いくつかの ルールが あります。くわしいことは、学校教育推進課に 聞いてください。

■「中学校入学準備金」

ちゅうがっこう はい じゅんび ひつよう かね いちぶ さーびす さーびす う
中学校に 入るための準備に 必要な お金の一部が もらえるサービスです。このサービスを 受けるため
には、小学6年生の 2月の 終わりまでに、こどもが行っている学校に 書類を 渡してください。書類は
こどもが行っている学校で もらってください。

このサービスを 受けるためには、いくつかの ルールが あります。くわしいことは、学校教育推進課に 聞いてください。

■「高校入学支度金」

こうこう はい じゅんび ひつよう かね いちぶ さーびす さーびす う
高校に 入るための準備に 必要な お金の一部が もらえるサービスです。このサービスを 受けることが
できるのは、家族みんなが「非課税世帯」の人たちです。あなたの家族みんなが「非課税世帯」であるか
し

知りたいときは、茨木市役所の 市民税課に 聞いてください。このサービスを 受けるためには、
茨木市役所の 学校教育推進課に 書類を 渡してください。書類は 学校教育推進課で もらってください。

ほかにも いくつか ルールが あります。くわしいことは、学校教育推進課に 聞いてください。

いばらきし しょうがっこう ちゅうがっこう はい き いばらきしやくしよ がっこうきょういくすいしんか き
茨木市の 小学校と 中学校に 入ることについて 聞きたいときは、茨木市役所の 学校教育推進課に 聞いてください。

しょうがっこう ちゅうがっこう にほんご さぽーと き いばらきしやくしよ がっこうきょういくすいしんか
小学校や 中学校での、こどもの 日本語のサポートについて 聞きたいときは、茨木市役所の 学校教育推進課
に 聞いてください。

しほうとどけ 死亡届

しみんか
市民課 ☎ 072-620-1621

ひと し いばらきしやくしよ しみんか しよるい わた ひつよう
人が死んだとき、茨木市役所の 市民課に 書類を 渡す必要が あります。

わた しよるい しほうとどけ し ひ にち いな い わた
渡す書類を「死亡届」といいます。死んだことを 知った日から 7日以内に 渡してください。

どんな書類が 必要か、渡す前に 茨木市役所の 市民課に 聞いてください。死んだ人が 外国籍のときは、

たいしはん りょうじかん てつづ ひつよう ざいりゅう か ど ひと しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう てつづ ひつよう
大使館・領事館への 手続きも 必要です。在留カードのある人は、出入国在留管理庁の 手続きも 必要です。

てつづ かた たいしはん りょうじかん しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう き
手続きのやり方は、大使館・領事館、出入国在留管理庁に 聞いてください。

こーなー おくやみコーナー

しみんせいかつそうだんか
市民生活相談課 ☎ 072-620-1603

し ひと しやくしよ てつづ しよ せんよう まどぐち りよう よやく ひつよう
死んだ人について、市役所での 手続きが 1か所です。専用の窓口です。利用するには 予約が 必要です。

・場所 市役所 南館1階 情報ルーム

・時間 月曜日から金曜日の 午前9時15分から午後4時まで

・予約方法

- (1) インターネット（茨木市のHP）
- (2) 電話 072-647-2919（祝日は電話することができません）
- (3) 市民生活相談課窓口（南館1階）

おくやみコーナーについて、くわしく知りたいときは、右の図を 読み込んでください。

てつづ ひつよう いばらきしやくしよ しみんせいかつそうだんか き
手続きに 必要なのは、茨木市役所の 市民生活相談課に 聞いてください。

こーなー りよう
おくやみコーナーの利用について



ごみの だしかた

ごみを 出すときの 決まり

かんきょうじぎょうか
環境事業課 ☎ 072-634-0351

ごみを 出す日が 決まっています。住んでいる 場所で 違います。
決まった日に、決まった場所に、出してください。どんなごみを 出すかで、日・場所が 違います。
決まった日の 朝の 8時までに ごみを 出してください。
透明な（入っている ごみが 見える）袋に 入れて 出してください。

ふつう 普通ごみ	こがた 小型 粗大ごみ	おおがた 大型 粗大ごみ	かん 缶・びん ペットボトル	こし こふ 古紙・古布
「普通ごみ置場」に 出してください。	「粗大ごみ置場」に 出してください。	「粗大ごみ置場」に 出してください。	「資源物置場」に 出してください。	「資源物置場」に 出してください。
1 週 間に 2 回	1 か月 に 1 回	1 か月 に 1 回	1 か月 に 2 回	1 か月 に 1 回
たて・よこ・高さの 1 番長いところが 30cm より 小さいごみ	たて・よこ・高さの 1 番長 いところが 30cm から 99cm までのごみ。 ※食べ物や 飲み物が 入っていた 缶・びん・ ペットボトル、化粧品が 入っていた びんは 出すこ とが できません。	たて・よこ・高さの 1 番長いところが 100cm より 大きい (100cm を含む) ごみ。	食べ物や 飲み物が 入っていた 缶・び ん・ペットボトル 化粧品が 入っていた びん。	紙のごみ（いらなくな った 新聞や 本な ど） 布のごみ（いらなくな った 服など） ※汚れているものは 「普通ごみ」の日に 出してください。
透明な（入っている ごみが 見える）袋に 入れて 出してくださ い。袋の大きさは 45 リットルまでの 袋 です。 	危ないガラスは 紙で つつんで、日本語（ひらが な・カタカナ）で「ガラス」 と書いた 紙を はって ください。 たくさん出すときは お金がかかります。	小さいごみや 缶・びん・ ペットボトルなどは、出さ ないでください。 たくさん出すときは お金がかかります。	缶・びん・ ペットボトルの中は、 みずで 洗ってくださ い。 	紙は、ひもで むすん でください。 服・布は、透明な（中 には入っている ごみ が 見える）袋に 入 れてください。 

出すことが できないごみ

ごみ置き場に 出すことが できない ごみも あります。
(1) パソコンは 出すことが できません。
(2) エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機は 出すことが できません。
このほかにも、危険なものなど、出すことが できないごみが あります。
わからないときは 茨木市役所の 環境事業課 ☎ 072-634-0351 に 聞いてください。
ごみの 出し方について、「Information 情報 お知らせ」の H・P で みることも できます。
英語・中国語・韓国語 で 書いているものも あります。

すいどう

いばらきし ひ こ すいどう つか
茨木市に 引っ越しして、水道を 使うとき

すいどうぶえいぎょうか
水道部営業課 ☎ 072-620-1691

いばらきし ひ こ すいどう つか いばらきし すいどうぶ えいぎょうか もう こ
茨木市に 引っ越しして、水道を 使うときは、茨木市の 水道部 営業課に 申し込みしてください。

でんわ は が き しようかいしとどけ いばらきし ほーむぺーじ もう こ
電話 ハガキ（使用開始届）または、茨木市の H P から 申し込みすることが できます。

ひ こ すいどう つか
引っ越しして、すぐに水が 出ているときも、必ず 申し込みしてください。

もう こ じゅうしょ なまえ すいどう つか ひ でんわばんごう ひつよう
申し込みにはあなたの住所、あなた の 名前、水道を使う日にち、あなたの電話番号が必要になります。

は が き しようかいしとどけ いえ ゆうびんぽすと はい
ハガキ（使用開始届）は、あなたの家の 郵便ポストに入っています。

ぽすと はい すいどうぶ えいぎょうか でんわ
ポストに 入っていないときは、水道部 営業課に 電話してください。



すいどうりょうきん はら
水道料金を 払うとき

すいどうぶえいぎょうか
水道部営業課 ☎ 072-620-1691

すいどう つか おかね
水道を 使うときは、お金が かかります。

すいどうりょうきん すいどう つか かね げつ かい
水道料金（水道を 使うときに かかる お金）は、2 か月に1 回、あなたがどれだけ水道を使ったのか

いばらきすいどうぶ しら
茨木市水道部が 調べます。

しら のうにゆうつうちしよ りょうきん はら かみ いばらきすいどうぶ いえ とど
調べたあとで、「納入通知書（料金を 払うための 紙）」が茨木市水道部から あなたの家に 届きます。

そこには、2 か月分の 水道料金が 書いてありますので2 か月分の 水道料金を 1 回で 払ってください。

でんし ま ね しはら のうにゆうつうちしよ かね も いえ ちか ぎんこう こんびにえんすすとあ
電子マネーで 支払うか「納入通知書」と お金を 持って、家の近くの 銀行 か コンビニエンスストアに

いき はら
行き、払ってください。

すいどう つか
水道を 使うことを やめるとき

すいどうぶえいぎょうか
水道部営業課 ☎ 072-620-1691

いばらきし すいどう つか いばらきし すいどうぶ えいぎょうか でんわ いばらきし ほーむぺーじ おし
茨木市で、水道を 使うことを やめるときは、茨木市の 水道部 営業課に 電話または茨木市の H P から教えてください。

その時には、あなたの住所、あなたの名前、あなたの電話番号、水道を使うことを やめる日にちを教えてください。

いばらきし なか す か いばらきし すいどうぶ えいぎょうか おし
茨木市の中で、住むところが 変わるときも 茨木市の水道部営業課へ 教えてください。

すいどう
水道が こわれたとき

すいどうぶこうむか
水道部工務課 ☎ 072-620-1692

いえ すいどう していきゆうすいそうちこうじじぎょうしや すいどうこうじぎょうきょうどうくみあい しゅうりはん
あなたの 家の 水道が こわれたときは 「指定給水装置工事事業者」か 「水道工事業協同組合 修理班」に
でんわ
電話してください。

していきゆうすいそうちこうじじぎょうしや いばらきしやくしよ みと すいどう しゅうり すいどう かいしや
「指定給水装置工事事業者」は 茨木市役所が認めた、水道を 修理する（こわれた水道を なおす）会社です。

よる やす ひ でんわ
夜や 休みの日は、電話が できないときが あります。

いばらきしやくしよ みと かいしや
茨木市役所が 認めた会社は たくさんあります。そのなかから、あなたが 会社を 決めてください。

2 つか 3 つの かいしや かね き
会社から、どのくらい お金が かかるか 聞くのが 良いです。

き
聞いたあとに、あなたが 会社を 決めてください。

すいどうこうじぎょうきょうどうくみあい しゅうりはん よる やす ひ でんわ
「水道工事業協同組合 修理班」は、夜や 休みの日も、電話ができます。

よる やす ひ しゅうり でんわ
夜や休みの日に、いそいで 修理したいときに 電話してください。

すいどうこうじぎょうきょうどうくみあい しゅうりはん
水道工事業協同組合 修理班

でんわ
電話 072-626-2300

いえ すいどう あたら ふ おな
あなたの家の 水道を 新しくするとき、増やすときも 同じです。

すいどうぶ こうむか き
くわしいことは、水道部 工務課に 聞いてください。

いばらきし みと かいしや なまえ でんわばんごう すいどうぶ こうむか ほーむぺーじ
茨木市が認めた 会社の名前と、電話番号は、水道部 工務課の H P で みることも できます。

みなみかん

南館

しやくしょ

あんない

市役所ご案内

ほんかん

本館

10
かい

- だいかいぎしつ

9
かい

- だんわ・こうりゅうしつ

8
かい

- ぶんかしんこうか
(こくさいしんぜんとしきょうかい)
- すぼ一つすいしんか
- しみんふれあいざろん
- こくさいこうりゅうざろん
- ちゅうかいぎしつ

7
かい

- でじたるせんりやくか

6
かい

- <きょういくいいんかい>
- きょういくせいさくか
- ほけんきゅうしよくか
- しせつか ● れきしぶんかざいか
- がっこうきょういくすいしんか
- きょうしよくいんか

5
かい

- としせいさくか ● しんさしどうか
- ほくぶせいびすいしんか
- まちなかせいびか ● ようちか
- きょじゅうせいさくか ● けんちくちようせい
- おおさかほうむきよく ● けんせつかんりか

4
かい

- けんせつかんりか ● こうつうせいさくか
- どうろか ● けんちくか
- こうえんりよくちか

3
かい

- こどもせいさくか
- はったつしえんか
- ほいくようちえん ● じぎょうか
- ほいくようちえん ● そうむか
- がくどうほいくか

2
かい

- ちいきふくしか
- ふくしそごうそудんか
- しょうがいふくしか
- せいかつふくしか
- すまいるおひす

1
かい

- しみんせいかつそудんか
- つうしんじょうほうこーなー
- じょうほう一む ● こうりゅうこーなー
- しやくしよない ゆうびんきよく

8
かい

- かんきょうせいさくか
- かんきょうほぜんか
- ふくししどうかんさか
- いりようせいさくか

7
かい

- しょうこうろうせい
- のうりんか
- のうぎょういいんかい

6
かい

- けいやくけんさか ● かんさいいん
- せんきょかんりいいんかい
- こうへいいんかい
- にゅうさつしつ

5
かい

- しぎかい
- だい1いいんかいしつ ● だい2いいんかいしつ
- だい3いいんかいしつ
- ぎょうん ● かんじちようかいしつ
- ぼうちようせき

4
かい

- しぎかい
- ぎじょう ● ぎじょうしつ ● ふくぎじょうしつ
- かいほひかえしつ
- ぎかいじむきよくそうむか ● ぎじか

3
かい

- ひしよか ● そうむか
- ききかんりか ● じんじか
- ほうむこんぶらいあんすか
- せいさくきかくか
- ざいせい
- まちみりよくはっしんか

2
かい

- ちいきこみゆにていか
- じんけん ● だんじょきょうせい
- しさんぜいか ● しみんぜいか
- のうぜいか ● ちようじゅかいご

1
かい

- しみんか
- ばすぽーとせんたー
- ほけんねんきんか ● かいけいしつ
- ししていきんゆうきかん

でんわばんごう

	課 名	電話
そ う む ぶ	そうむか	072-620-1611
	ききかんりか	072-620-1617
	じんじか	072-620-1601
	ほうむこんぶらいあんすか	072-620-1606
	しみんぜいか	072-620-1614
き か ん ぎ じ ゅ ー	しさんぜいか	072-620-1615
	のうぜいか	072-620-1616
	せいさくきかくか	072-620-1605
	ざいせい	072-620-1612
	けいやくけんさか	072-620-1613
し み ん ぶ ん か ぶ	でじたるせんりやくか	072-620-1607
	まちみりよくはっしんか	072-620-1602
	ちいきこみゆにていか	072-620-1604
	しみんせいかつそудんか	072-620-1603
	ぶんかしんこうか	072-620-1810
ふ く し ぶ	すぼ一つすいしんか	072-620-1608
	しみんか	072-620-1621
	じんけん・だんじょきょうせい	072-620-1640
	ちいきふくしか	072-620-1634
	ふくしそごうそудんか	072-655-2758
け ん せ つ ぶ	せいかつふくしか	072-620-1635
	しょうがいふくしか	072-620-1636
	ふくししどうかんさか	072-620-1809
	いりようせいさくか	072-655-2756
	ちようじゅかいご(ざいいたくふく)	072-620-1637
こ ど も せ い さ く か	(かいごほけん)	072-620-1639
	ほけんねんきんか(こくほ)	072-620-1631
	(こうれいいりよう)	072-620-1630
	(こくみんねんきん)	072-620-1632
	こどもせいさくか	072-620-1625
は っ た つ し え ん か	はったつしえんか	072-620-1633
	ほいくようちえん ● そうむか	072-655-2753
	ほいくようちえん ● じぎょうか	072-620-1638
	がくどうほいくか	072-620-1801
	しょうこうろうせい	072-620-1620
か ん き ょ う せ い さ く か	のうりんか	072-620-1622
	かんきょうせいさくか	072-620-1644
	かんきょうほぜんか	072-620-0024
	としせいさくか	072-620-1660
	きょじゅうせいさくか	072-655-2755
し ん さ し ど う か	しんさしどうか	072-620-1661
	けんちくちようせい	072-620-0105
	ほくぶせいびすいしんか	072-620-1609
	まちなかせいびか	072-620-1821
	ようちか	072-620-1663
け ん せ つ ぶ	けんせつかんりか(そうむ・めいじ)	072-620-1650
	(ちせきちようさ)	072-655-2751
	こうつうせいさくか	072-647-2916
	どうろか	072-620-1651
	けんちくか	072-620-1653
き ょ う じ ゅ ー	こうえんりよくちか	072-620-1654
	かいけいしつ	072-620-1669
	しぎかいじむきよく ● そうむか	072-620-1670
	ぎじか	072-620-1671
	きょういくせいさくか	072-620-1680
ほ け ん き ょ う し ゅ く か	ほけんきゅうしよくか	072-620-1681
	しせつか	072-620-1682
	れきしぶんかざいか	072-620-1686
	がっこうきょういくすいしんか	072-620-1683
	きょうしよくいんか	072-620-1823
か ん さ い い ん じ ゅ き ゅ く	かんさいいんじむきよく	072-620-1676
	せんきょかんりいいんかいじむきよく	072-620-1675
	のうぎょういいんかいじむきよく	072-620-1677

- しみんかつどうせんたー ☎072-623-8820

- ほけんいりようせんたー ☎072-625-6685

- こそだてしえんか (こどもしえんせんたー) ☎072-624-9301

- とよかわ いのち・あい・ゆめせんたー ☎072-643-2069

- さわらぎ いのち・あい・ゆめせんたー ☎072-635-7667

- そうじじ いのち・あい・ゆめせんたー ☎072-626-5660

- きょうそうすいしんか ☎072-631-0277

- だんじょきょうせいせんたー ろーすWAM ☎072-620-9920

- かんきょううじぎょうか (かんきょうえいせいせんたー)
(しゅうしゅうぶもん) ☎072-634-0351
(しりょうぶもん) ☎072-634-1627

- きょういくせんたー ☎072-626-4400

- しゃかいきょういくしんこうか (かみちゅうじょう
せいしゅうねんせんたー) ☎072-622-5180

- しょうがいがくしゅうせんたー きらめき ☎072-624-8182

- ちゅうおうこうみんかん ☎072-622-1256

- ちゅうおうとしょかん ☎072-627-4129

- すいどうぶ ☎072-620-1690

- げすいどう そうむか ☎072-620-1665

- げすいどう しせつか ☎072-620-1667

- しょうぼうほんぶ ☎072-622-6955

ホームページアドレス

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/>

れいわ7ねん(2025ねん)4がつ
つくったところ: いばらきし じんけんだんじょきょうせい
いばらきし えきまえさんちようめ 8-13
TEL: 072-620-1640 E-mail jinken@city.ibaraki.lg.jp
FAX: 072-620-1725



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

ゴミの減量にご協力ください。